

土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、土地区画整理事業施行区域内における建築行為等の許可に関する規則(昭和53年1月25日浜松市規則第2号。以下「規則」という。)の適正な事務処理を図ることを目的とする。

(許可申請の審査)

第2条 許可申請書の審査は別表に定めるところにより行うものとする。ただし、公共、公益施設等やむを得ない場合はこの限りでない。

2 別表における建築行為のうち、「移転又は除去の容易なもの」とは、次に定めるものをいう。

- (1) 階数が2以下のもの
- (2) 地階を有しないもの
- (3) 主要建造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造のもの

(許可又は不許可の通知)

第3条 許可申請者に対して通知する様式は、次の各号に定めるところによる。

(1) 土地区画整理事業区域内における建築行為について(許可)

第1号様式

(2) 土地区画整理事業区域内における建築行為について(条件付許可)

第2号様式

(3) 土地区画整理事業区域内における建築行為について(不許可)

第3号様式

別表(第2条関係)

区分		土地の区分	建築行為		建築行為以外の行為
			移転または除去の容易なもの	移転または除去の容易でないもの	
仮換地未指定区域		従前の土地	B又はC	C	事業施行におよぼす支障の度合いを個々に判断する。
仮換地指定済区域	使用収益開始未通知区域	従前の土地	B又はC	C	
		仮換地	A, B又はC	A, B又はC	
	使用収益開始通知済区域	仮換地	A		

注 A 条件なしの許可

B 条件付許可

C 不許可

附則

平成23年7月1日改正

平成25年4月1日改正

平成25年10月1日改正

平成28年4月1日改正

(第1号様式)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

土地区画整理事業区域内における建築行為等について(許可)

年 月 日申請のあった 土地区画整理事業施行区域内における建築行為等は、土地区画整理法第76条第1項の規定により許可する。

(第2号様式)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

土地区画整理事業区域内における建築行為等について(条件付許可)

年 月 日申請のあった 土地区画整理事業施行区域内
における建築行為等は、土地区画整理法第76条第1項及び第3項の規定により、次の条件を付して許可する。

記

(条件)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができる。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する判決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、浜松市を被告として(訴訟において浜松市を代表する者は、浜松市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

様

浜松市長

土地区画整理事業区域内における建築行為等について（不許可）

年 月 日申請のあった 土地区画整理事業施行区域内に
おける建築行為等は、土地区画整理法第76条第1項の規定により許可しない。

記

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができる。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、浜松市を被告として（訴訟において浜松市を代表する者は、浜松市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。